

○有料老人ホームの類型について

有料老人ホームは、以下の3つの類型があります。

「特定施設入居者生活介護」事業所の指定を受けていない有料老人ホームでは、「介護付き」「ケア付き」の表示はできません。

■有料老人ホームの類型表示

○介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）

食事や介護のサービスがついた有料老人ホームです。

介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、入居を継続することができます。

（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所は介護付と表示することはできません）

○介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）

食事や介護のサービスがついた有料老人ホームです。

介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、入居を継続することができます。

（有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所は介護付と表示することはできません）

○住宅型有料老人ホーム

食事や身の回りの世話等のサービスがついた有料老人ホームです。介護が必要となった場合、訪問介護や通所介護等の介護サービスを利用しながら、入居を継続することができます。

○健康型有料老人ホーム

食事や身の回りの世話等のサービスがついた有料老人ホームです。介護が必要となった場合は、契約を解除し、退去しなければなりません。